

建築物等の解体・改修等工事における
石綿障害の予防（特別教育用テキスト） No.122100

<新旧対照表> 第6版 令和6年2月29日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

(旧版) 第5版2刷(令和5年10月13日)

(新版) 第6版(令和6年2月29日)

[表記・用語の統一] シールチェック(フィットチェック)→シールチェック

(旧版) 第5版2刷(令和5年10月13日)			(新版) 第6版(令和6年2月29日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
表 紙		(赤枠を削除)	表 紙		
		コード No.122100 令和2年石綿障害予防規則改正対応版 建築物等の解体・改修工事等における 石綿障害の予防 ◆◆◆特別教育用テキスト◆◆◆			コード No.122100 建築物等の解体・改修工事等における 石綿障害の予防 ◆◆◆特別教育用テキスト◆◆◆
扉		(赤枠を削除)	扉		(赤枠を追加)
		令和2年石綿障害予防規則改正対応版 建築物等の解体・改修工事等における 石綿障害の予防 特別教育用テキスト			建築物等の解体・改修工事等における 石綿障害の予防 特別教育用テキスト
		建設業労働災害防止協会			建設業労働災害防止協会 「労働災害防止団体法」に基づき設立された特別民間法人です

(旧版) 第5版2刷(令和5年10月13日)			(新版) 第6版(令和6年2月29日)					
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容			
はじめに	上から 12行目	今般、令和2年7月 <u>1日</u> に労働安全衛生法に基づく石綿則等の一部を改正する省令等が公布され、解体・改修工事開始前の調査、届出の拡大・新設、作業の記録等が改正されました。 <u>令和3年1月</u>	はじめに		令和2年7月には労働安全衛生法に基づく石綿則等の一部を改正する省令等が公布され、解体・改修工事開始前の調査、届出の拡大・新設、作業の記録等が改正されました。 <u>また令和5年1月には工作物の解体または改修工事における事前調査の用件について、石綿則が改正されました。</u> <u>令和5年1月</u>			
目次	2章以降	(赤枠を修正)	目次	2章以降				
目 次			目 次					
<p>はじめに</p> <p>第2章 石綿等の使用状況.....13</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石綿等が含まれている建築材料の種類及び用途13 <ol style="list-style-type: none"> 1) 石綿を建築材料に使用する目的13 2) 石綿が含まれている建築材料の種類及び用途13 2. 建築物の解体・改修工事における石綿ばく露の分類16 3. 建築物等における石綿含有建材等17 <ol style="list-style-type: none"> 1) レベル1の石綿含有建材等17 2) レベル2の石綿含有建材等18 3) レベル3の石綿含有建材等20 <ol style="list-style-type: none"> 1) 石綿含有仕上塗材^{ぬりげい}22 4. 事前調査の方法23 <ol style="list-style-type: none"> 1) 事前調査の基本的な考え方23 2) 事前調査のときに注意する事項25 3) 調査結果の記録及び掲示27 <ol style="list-style-type: none"> 4) 建築物等の解体・修理には石綿含有健在の調査が必要です31 			<p>はじめに</p> <p>第2章 石綿等の使用状況.....13</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石綿等が含まれている建築材料の種類及び用途13 <ol style="list-style-type: none"> 1) 石綿を建築材料に使用する目的13 2) 石綿が含まれている建築材料の種類及び用途13 2. 建築物の解体・改修工事における石綿ばく露の分類16 3. 建築物等における石綿含有建材等17 <ol style="list-style-type: none"> 1) レベル1の石綿含有建材等17 2) レベル2の石綿含有建材等18 3) レベル3の石綿含有建材等20 <ol style="list-style-type: none"> 1) 石綿含有仕上塗材^{ぬりげい}22 4. 事前調査の方法23 <ol style="list-style-type: none"> 1) 事前調査の基本的な考え方23 2) 事前調査のときに注意する事項25 3) 調査結果の記録及び掲示27 <ol style="list-style-type: none"> 4) 調査結果の報告31 					

(旧版) 第5版2刷(令和5年10月13日)			(新版) 第6版(令和6年2月29日)		
頁 目 次	箇所	内 容	頁 目 次	箇所	内 容
2章以 降	(赤枠を修正)		2章以 降		
第3章 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	33	第3章 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	32
1. 建築物の解体・改修工事における各レベルに応じた対応措置	33	1. 建築物の解体・改修工事における各レベルに応じた対応措置	32
2. 建築物又は工作物等の解体等の作業方法	34	2. 建築物又は工作物等の解体等の作業方法	33
1) 作業計画書・作業手順書の作成	34	1) 作業計画書・作業手順書の作成	33
2) 石綿解体・除去・封じ込め・囲い込み作業の方法	34	2) 石綿解体・除去・封じ込め・囲い込み作業の方法	33
3) 石綿作業主任者の指揮に基づく作業	35	3) 石綿作業主任者の指揮に基づく作業	34
3. 建築物又は工作物等の解体等の各レベル別の作業方法	36	3. 建築物又は工作物等の解体等の各レベル別の作業方法	35
1) 「レベル1」の石綿含有吹付け材の除去作業	36	1) 「レベル1」の石綿含有吹付け材の除去作業	35
2) 「レベル2」の石綿含有建材の除去作業	53	2) 「レベル2」の石綿含有建材の除去作業	52
3) 「レベル3」の石綿含有成形板等の解体作業	57	3) 「レベル3」の石綿含有成形板等の解体作業	56
4. 石綿等の封じ込め又は囲い込み作業等	63	4. 石綿等の封じ込め又は囲い込み作業等	62
1) 吹き付けられた石綿等及び石綿を含有する保温材、耐火被覆材 の封じ込め、囲い込み等の作業	63	1) 吹き付けられた石綿等及び石綿を含有する保温材、耐火被覆材 の封じ込め、囲い込み等の作業	62
2) 吹き付け石綿の封じ込めの作業フローの例（レベル1）	65	2) 吹き付け石綿の封じ込めの作業フローの例（レベル1）	64
3) 吹き付け石綿の囲い込み処理の作業フローの例（レベル1）	67	3) 吹き付け石綿の囲い込み処理の作業フローの例（レベル1）	66
4) その他の作業	69	4) その他の作業	68
5) 使用された工具類の付着物の除去	69	5) 使用された工具類の付着物の除去	68
5. 作業記録	69	5. 作業記録	68
6. 石綿等を取り扱う作業者の留意事項	70	6. 石綿等を取り扱う作業者の留意事項	69
7. その他の労働災害の防止	71	7. その他の労働災害の防止	70
1) 墜落・転落灾害の防止	71	1) 墜落・転落灾害の防止	70
2) 感電灾害の防止	73	2) 感電灾害の防止	72
3) 熱中症、その他の労働災害の防止	73	3) 熱中症、その他の労働災害の防止	72
第4章 保護具の使用方法	75	第4章 保護具の使用方法	74
1. 呼吸用保護具の種類と性能	75	1. 呼吸用保護具の種類と性能	74
2. 呼吸用保護具の種類	75	2) 呼吸用保護具の種類	74
3. 呼吸用保護具の区分	76	3) 呼吸用保護具の区分	75
4. 保護具の適切な選定	76	3) 保護具の適切な選定	75

(旧版) 第5版2刷(令和5年10月13日)			(新版) 第6版(令和6年2月29日)		
頁 目 次	箇所	内 容	頁 目 次	箇所	内 容
2章以 降	(赤枠を修正)		2章以 降		
4)	呼吸用保護具の性能・特徴・使用上の留意点	78	4)	呼吸用保護具の性能・特徴・使用上の留意点	77
5)	呼吸用保護具の使用前点検	84	5)	呼吸用保護具の使用前点検	83
6)	呼吸用保護具の密着性の確認方法	85	6)	呼吸用保護具の密着性の確認方法	84
7)	呼吸用保護具の装着方法	86	7)	呼吸用保護具の装着方法	85
8)	呼吸用保護具の保守管理	88	8)	呼吸用保護具の保守管理	87
2.	防護服等・その他の保護具の種類と取扱い	90	2.	防護服等・その他の保護具の種類と取扱い	89
1)	防護服等の選択	90	1)	防護服等の選択	89
2)	防護服・その他の保護具の装着方法	90	2)	防護服・その他の保護具の装着方法	89
3)	防護服・その他の保護具の取り外し方法	92	3)	防護服・その他の保護具の取り外し方法	91
4)	その他の保護具の選択	93	4)	その他の保護具の選択	92
5)	防護服・その他の保護具の性能・特徴・使用上の留意点	93	5)	防護服・その他の保護具の性能・特徴・使用上の留意点	92
6)	防護服・その他の保護具の使用方法	95	6)	防護服・その他の保護具の使用方法	94
第5章 関係法令			第5章 関係法令		
1.	労働安全衛生法(抄)	96	1.	労働安全衛生法(抄)	95
2.	労働安全衛生法施行令(抄)	99	2.	労働安全衛生法施行令(抄)	98
3.	労働安全衛生規則(抄)	100	3.	労働安全衛生規則(抄)	99
4.	石綿障害予防規則(抄)	102	4.	石綿障害予防規則(抄)	101
5.	石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程	119	5.	石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程	124
6	上から 4行目	…子をいいます。この石綿一本の直径(幅) は、0.01~0.1 μm すなわち 1 mm の 10 万 分の 1 から 1 万分の 1 で、… … すいので注意が必要です。 <u>(※ μ m は長 さの単位です。)</u>	6	上から 4行目	…子をいいます。この石綿一本の直径(幅) は、0.01~0.1 μm (マイクロメーター) すなわち 1 mm の 10 万分の 1 から 1 万分の 1 で、… … すいので注意が必要です。
10	表 1-2	※ 労働安全衛生規則第 13 条第 1 項 <u>2</u> 号に掲 げる業務の中に、…	10	表 1-2	※ 労働安全衛生規則第 13 条第 1 項 <u>3</u> 号に掲 げる業務の中に、…
13	表 2-1	(赤枠を追記)	13	表 2-1	
表 2-1 建築物における施工部位の例			表 2-1 建築物における施工部位の例		
施工部位および建材		石綿含有建築材料の種類	施工部位		石綿含有建築材料の種類
天井／壁 内装		スレートボード、けい酸カルシウム板第1種、パルプセメント板	天井／壁 内装		スレートボード、けい酸カルシウム板第1種、パルプセメント板
天井／床 吸音断熱		石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有吹付け材	天井／床 吸音断熱		石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有吹付け材
天井結露防止		屋根折版用断熱材、石綿含有吹付け材	天井結露防止		屋根折版用断熱材、石綿含有吹付け材
床		ビニル床タイル、フロア材	床		ビニル床タイル、フロア材
外壁／軒天 外装		ようぎょう 黒糸系サイディング、スラグせっこう板、押出成形セメント板、スレートボード、スレート波板、けい酸カルシウム板第1種	外壁／軒天 外装		ようぎょう 黒糸系サイディング、スラグせっこう板、押出成形セメント板、スレートボード、スレート波板、けい酸カルシウム板第1種
耐火被覆		吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有耐火被覆板、けい酸カルシウム板第2種	耐火被覆		吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、石綿含有耐火被覆板、けい酸カルシウム板第2種
屋根		スレート波板、住宅屋根用化粧スレート	屋根		スレート波板、住宅屋根用化粧スレート
煙突		石綿セメント円筒、石綿含有煙突断熱材	煙突		石綿セメント円筒、石綿含有煙突断熱材

(旧版) 第5版2刷(令和5年10月13日)			(新版) 第6版(令和6年2月29日)						
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容				
20	表2-3	(赤枠を修正)	20	表2-3					
表2-3 施工部位と石綿含有成形板等の建材名の一例									
施工部位		石綿含有成形板等の種類							
内装材 (壁、天井)		スレートボード、けい酸カルシウム板第1種、パルプセメント板、スラグせっこう板、押出成形板、ロックウール吸音天井板、せっこうボード、壁紙、建築用仕上塗材							
耐火間仕切り		けい酸カルシウム板第1種							
床材		ビニル床タイル、ビニル床シート							
外装材 (外壁、軒天)		窓業系サイディング、スラグせっこう板、パルプセメント板、押出成形セメント板、スレートボード、スレート波板、けい酸カルシウム板第1種、建築用仕上塗料							
屋根材		住宅屋根用化粧スレート、スレート波板、石綿含有ルーフィング							
煙突材		セメント円筒							
その他		水道用石綿セメント管							
※) 石綿含有ロックウール吸音天井板の石綿含有率は5%以下であるが、比重が0.5以下そのため飛散しやすいので、解体・改修にあたっては、石綿粉じんの飛散に留意する。									
表2-3 施工部位と石綿含有成形板等の建材名の一例									
施工部位		石綿含有成形板等の種類							
内装 (壁、天井)		スレートボード、けい酸カルシウム板第1種、パルプセメント板、スラグせっこう板、押出成形板、ロックウール吸音天井板、せっこうボード、壁紙、建築用仕上塗材							
耐火間仕切り		けい酸カルシウム板第1種							
床		ビニル床タイル、ビニル床シート							
外装 (外壁、軒天)		窓業系サイディング、スラグせっこう板、パルプセメント板、押出成形セメント板、スレートボード、スレート波板、けい酸カルシウム板第1種、建築用仕上塗料							
屋根		住宅屋根用化粧スレート、スレート波板、石綿含有ルーフィング							
煙突		セメント円筒							
その他		水道用石綿セメント管							
※) 石綿含有ロックウール吸音天井板の石綿含有率は5%以下であるが、比重が0.5以下ため飛散しやすいので、解体・改修にあたっては、石綿粉じんの飛散に留意する。									
27	上から 6行目	・・・なりません(石綿則第3条第 <u>5</u> 項)。 [調査結果の記録項目] ⑨ 目視による確認が困難な材料の有無 及び場所	27	上から 6行目	・・・なりません(石綿則第3条第 <u>7</u> 項)。 [調査結果の記録項目] ⑨ 事前調査を行った者の氏名(令和8年 1月1日施行) ⑩ 目視による確認が困難な材料の有無及 び場所 ⑪ 事前調査を行った者の資格証等の写し (令和8年1月1日施行) ⑫ 分析調査を行った者の資格証等の写し (令和8年1月1日施行)				

(旧版) 第5版2刷(令和5年10月13日)			(新版) 第6版(令和6年2月29日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
31	図2-9	(赤枠を追加)	31	図2-9	
<h2>建築物の解体・補修時には 石綿含有建材の調査が必要です</h2> <p>令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する<u>石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があります。</u></p> <p>(大気汚染防止法第18条の15第6項)</p> <p>※令和4年4月1日以前においても解体、改造、又は補修する建築物、工作物に、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査（事前調査）を実施する必要があります。</p> <p>事前調査結果の報告は原則として、<u>石綿事前調査結果報告システム</u>において行います。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。「プライム」「エントリー」どちらの登録も利用できます。</p> <p>※「プライム」を取得した場合、一括申請機能を使用できます。</p>			<p>4) 調査結果の報告</p> <p>事業者は、一定の規模の解体工事を行う場合には、石綿の有無によらず、調査結果を原則として「石綿事前調査結果報告システム」を利用し、あらかじめ労働基準監督署及び自治体に報告しなければなりません。</p> <h2>建築物の解体・補修時には 石綿含有建材の調査が必要です</h2> <p>令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する<u>石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があります。</u></p> <p>(大気汚染防止法第18条の15第6項)</p> <p>※令和4年4月1日以前においても解体、改造、又は補修する建築物、工作物に、石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査（事前調査）を実施する必要があります。</p> <p>事前調査結果の報告は原則として、<u>石綿事前調査結果報告システム</u>において行います。報告には、「gBizID」への登録が必要となります。「プライム」「エントリー」どちらの登録も利用できます。</p> <p>※「プライム」を取得した場合、一括申請機能を使用できます。</p>		
<p>gBizID https://gbiz-id.go.jp </p> <p>石綿事前調査結果報告システム https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp </p> <p>※事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に行うことができます。</p>			<p>gBizID https://gbiz-id.go.jp </p> <p>石綿事前調査結果報告システム https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp </p> <p>※事前調査結果の報告は石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要となります。石綿事前調査結果報告システムでは大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づく報告を同時に実行することができます。</p>		
38	上から3行目	<p><u>※ 高さ 2 m 以上の箇所で作業床が困難なところの作業のうち、高さが 5 m を超える箇所ではフルハーネス型安全帯を使用すること。</u> 高さ 5 m 未満は、一定の条件に適合する<u>胴ベルト型安全帯</u>を使用することができる。</p> <p><u>除去作業に適合する作業床（高さ及び広さ）</u>を有する足場を設置もしくは組立てる。</p>	37	上から3行目	<p>a. <u>高さ 2 m 以上の箇所で作業床の設置が困難なところの作業では、一定の条件に適合する安全帯を使用する。</u></p> <p>b. <u>作業床は、除去作業に適合する高さ及び広さを有する足場を設置もしくは組立てる。</u></p>
39	上から17行目	<u>機械能力 (m³/分/台) × 60 分</u>	38	上から17行目	<u>1 台あたり機械能力 (m³/分) × 60 分</u>
45	上から8行目	b. <u>ヘラ、ケレン棒又はスクレーパー等で・・・</u>	44	上から8行目	b. <u>ケレン棒又はスクレーパー等で・・・</u>

(旧版) 第5版2刷(令和5年10月13日)			(新版) 第6版(令和6年2月29日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
45	写真 3-13	<u>ヘラ</u> による除去作業の例	44	写真 3-13	<u>ケレン棒</u> による除去作業の例
57	上から 13行目	<p>・・・常時湿潤な状態に保たなければなりません。</p> <p>③ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化</p> <p>石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合について、除じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を<u>抑制</u>する措置を講じるよう努めなければなりません。</p>	56	上から 13行目	<p>・・・常時湿潤な状態に保つこと、除じん性能を有する電動工具を使用すること。(令和6年4月1日施行)</p> <p>③ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化</p> <p>石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合について、除じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を<u>防止</u>する措置を講じなければなりません。</p>
58	上から 17行目	<p>※高さ2m以上の箇所で<u>作業床</u>が困難なところの作業のうち、高さが5mを超える箇所ではフルハーネス型安全帯を使用すること。高さ5m未満は、一定の条件に適合する胴ベルト型安全帯を使用することができる。</p>	57	上から 17行目	<p>※高さ2m以上の箇所で作業床の<u>設置</u>が困難なところの作業では、一定の条件に適合する安全帯を使用すること。</p>
78	呼吸用 保護具 の種類	電動ファン付き呼吸用保護具 ※	77	呼吸用 保護具 の種類	電動ファン付き呼吸用保護具(PAPR)※
91	写真4- 7	⑫シールチェック(フィットチェック)をおこなう	90	写真4- 7	⑫シールチェックを行う
96	上から 3行目	(改正 平成30年7月25日法律第78号)	95	上から 3行目	(改正 令和4年6月17日法律第68号)
99	上から 13行目	(改正 令和元年6月5日政令第19号)	98	上から 13行目	(改正 令和5年8月30日政令第265号)
100	上から 4行目	(改正 令和元年8月8日厚生労働省令第33号)	99	上から 3行目	(改正 令和5年9月29日厚生労働省令第121号)
102	上から 11行目	(最終改正 令和4年4月15日厚生労働省令第82号)	101	上から 11行目	(改正 令和5年8月29日厚生労働省令第105号)
102	下から 1行目	第3条(事前調査及び分析調査) (上記項目全て差し替え)	101	下から 3行目	第3条(事前調査及び分析調査) (上記項目全て差し替え)
106	上から 2行目	第4条の2 (上記項目全て差し替え)	105	上から 19行目	第4条の2 (上記項目全て差し替え)
108	下から 8行目	第6条の2 (上記項目全て差し替え)	108	上から 10行目	第6条の2 (上記項目全て差し替え)
111	上から 7行目	第13条 (上記項目全て差し替え)	109	下から 6行目	第13条 (上記項目全て差し替え)